

給実甲第1342号

令和7年2月12日

人事院事務総長

人事院規則9—24—21（人事院規則9—24（通勤手当）の一部を改正する人事院規則）の運用について（通知）

人事院規則9—24—21（人事院規則9—24（通勤手当）の一部を改正する人事院規則）（以下「改正規則」という。）附則第2条の規定の運用について下記のとおり定めたので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

- 1 改正規則附則第2条第2項に規定する通勤手当（次項において「経過措置額」という。）を支給する場合には、職員ごとに通勤手当経過措置支給調書を作成し、保管するものとする。
- 2 通勤手当経過措置支給調書の様式は、別紙のとおりとする。ただし、各庁の長（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。）は、経過措置額の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

以 上

別紙

通勤手当経過措置支給調書

氏名	職員番号	組織・所属
----	------	-------

人事院規則9-24-21附則第2条第2項第1号の額（普通交通機関等）

令和7年4月1日の1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 円

令和7年4月1日前の1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額 55,000 円 (支給単位期間に係る最初の月：令和 年 月)

経過措置額 円 (支給期間：令和 年 月 ~ 令和 年 月)

人事院規則9-24-21附則第2条第2項第2号の額（新幹線鉄道等）（令和7年4月以降）

令和7年4月1日の1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 円

令和7年4月1日前の1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額 円  
※ 上限額：2万円

経過措置額 円 (支給期間：令和 年 月 ~ 令和 年 月)

人事院規則9-24-21附則第2条第2項第2号の額の変更後の額（新幹線鉄道等）（令和7年 月以降）

令和7年4月1日の1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 円

令和7年4月1日前の1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額 円  
※ 上限額：2万円

経過措置額 円 (支給期間：令和 年 月 ~ 令和 年 月)

人事院規則9-24-21附則第2条第2項第2号の額の変更後の額（新幹線鉄道等）（令和7年 月以降）

令和7年4月1日の1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額 円

令和7年4月1日前の1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額 円  
※ 上限額：2万円

経過措置額 円 (支給期間：令和 年 月 ~ 令和 年 月)